| 改　正　後（ご参考） | 現　　　行 |
| --- | --- |
| 食品卸売業の物流センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（略）３．　具体的な取組（１）食品卸売業の倉庫等における感染予防対策（略）1. （略）
2. 社会的距離の確保

施設の規模等に応じて、以下のような取組を行う。（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、各業種に共通する留意点として「人との接触を避け、対人距離（できるだけ２ｍを目安に）」とされている。）* マスクを着用する。
* 人との間隔は、できるだけ２ｍを目安に（最低１ｍ）適切な距離を確保するよう努める。
1. ④　（略）

（２）従業員の感染予防・健康管理（略）① ②　（略）③ 対人距離の確保　従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離（できるだけ２ｍを目安に（最低１ｍ））を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。④ ⑤　（略）⑥ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等　職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配意する。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。* 咳エチケットの徹底
* 従業員による体温の測定と記録の実施
* 以下の場合には所属長への連絡と自宅待機の徹底
	+ 発熱などの症状がある場合
	+ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
	+ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
* 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上保健所に問い合わせる
* 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が４日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
* 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状がある場合
* 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
* 出勤時、トイレ使用後、施設への入場時における手洗い、手指の消毒
* 通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用
* 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避けること
* 従業員１人１人が十分な栄養摂取と睡眠を心がけるなど健康管理を行うこと

４．おわりに* 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて食品卸売業の倉庫等での業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
* また、本ガイドラインと併せて、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす１０のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行うよう、よろしくお願いします。
* なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。
 | 食品卸売業の物流センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（略）３．　具体的な取組（１）食品卸売業の倉庫等における感染予防対策（略）① （略）② 社会的距離の確保多数の者が集合する場所は、施設の規模等に応じて、以下のような取組を行う。（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月４日）においては、各業種に共通する留意点として「人との接触を避け、対人距離（できるだけ２ｍを目安に）」とされている。）* できる限りマスクを着用する。
* マスクを着用しない場合にはできるだけ２ｍを目安に適切な距離を保って取引を行う。

③ ④　（略）（２）従業員の感染予防・健康管理（略）① ②　（略）③ 対人距離の確保　従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。④ ⑤　（略）⑥ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等　職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配意する。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。* 咳エチケットの徹底
* 従業員による体温の測定と記録の実施
* 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
* 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上保健所に問い合わせる
* 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が４日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
* 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状がある場合
* 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
* 出勤時、トイレ使用後、施設への入場時における手洗い、手指の消毒
* 通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用
* 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避けること
* 従業員１人１人が十分な栄養摂取と睡眠を心がけるなど健康管理を行うこと

４．おわりに* 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて食品卸売業の倉庫等での業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
* （新設）
* なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。
 |